

赤穂市障害者自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 市長は、障がいの有無にかかわらず、すべての市民がお互いに人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第1号に規定する事業（以下「相談支援事業」という。）をはじめとする赤穂市の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として赤穂市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障がい者施策全般にわたる関係機関相互の連携と課題解決に関すること
- (2) 赤穂市障がい福祉計画等の進捗状況について、点検及び評価すること
- (3) 処遇困難ケースの検討に関すること
- (4) 相談支援事業者の中立及び公平性の確保に関すること
- (5) 新たに取り組むべき地域課題への対応に関すること
- (6) 関係機関の職員等に対する研修に関すること
- (7) その他市長が必要と認めること

(組織)

第3条 協議会の委員は20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 福祉関係団体に属する者
- (2) 障がい者関係団体に属する者
- (3) 教育・雇用関係機関に属する者
- (4) 公募により選出された者
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることがある。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は市長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 委員が、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

3 市長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(会議の公開)

第7条 協議会の会議は、公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められる場合で、協議会において公開しないと決めたときはこの限りでない。

2 会議の傍聴に関して必要な事項は、市長が別に定める。

(専門部会等)

第8条 市長は、第2条各号に規定する事務のうち特定事項を協議するため必要があると認めるときは、協議会に専門部会又は分科会（以下「専門部会等」という。）を置くことができる。

2 専門部会等の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、健康福祉部社会福祉課がこれを行う。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

2 要綱の施行後、最初に委嘱された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。